



各種申請書には
マイナンバー
が必要になりました

社会保険及び労災・雇用などの申請書にはマイナンバーの記載が義務化されました。

東海一舟

東海建設業組合・三重県人材派遣連絡協議会

本 部
四日市市芝田1丁目11-27
電 (059) 356-1017

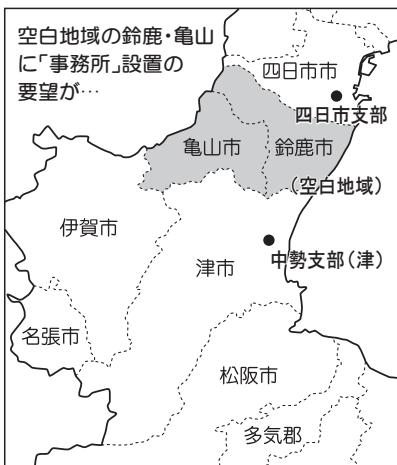
| **中勢支部** **松阪支部**
津市上井財町18-13ワープビル2F
電 (059) 213-1193

発 **伊賀支部**
伊賀市上林670 **電 (059) 213-1193**

行 **名張支部**
名張市緑が丘東182 **電 (059) 213-1193**

| **南勢支部**
伊勢市本町2-4 **電 (0596) 29-1717**

HP://www.tokai-ippan.net/



鈴鹿在住の複数の組合員から森永委員長に対して、「鈴鹿地域の組合員の所属は労働基準監督署などの管轄から四日市本部と中勢支部（津市）に分けてきました。

しかし同地域での新規加入者が増えるにつれて、事務処理の遅れも目立ってきました。組合事務所の要望はこうしたことが背景となっています。

特に鉄鹿は自動車産業を中心に人口比率が続き、建設業に従事する方の比率も相対的に高まっており、組合事務所設置の展望も見込める状況にあります。

鈴鹿に事業所設置を

労働保険年度更新のお願い

労働保険(労災保険+雇用保険)に加入されている事業所に対して、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間の元請け工事の明細と労働者に支払われた総支給額を報告するようお願いしています。4月10日迄に組合に提出してください。元請け工事は消費税抜きの金額です。報告がない場合は「脱退扱い」の可能性もありますので注意してください。

断し、資料収集や事前の調査態勢を強化しています。今年の申告状況は前年度に比較し、各業種とも相対的に売上高が上昇し、所得額も大幅に増えています。税務当局もこうした建設業界の状況を住宅着工戸数や建築資材の動向から把握しており、4月以降の税務調査に備えています。今後予想される税務調査を

三月末で税金申告が終了します。今後は税務調査が本格化します。建設業界は人手不足の状況が続きます。このままでは、建設業界はますます厳しい状況に陥る可能性があります。

乗り切るためにも、日頃の帳簿管理が必要となっています。また、建設業は一般的に売上金額が高く、消費税の課税業者（売上額1千万円以上）になる事業所も年々増加の一途をたどり、その多くが青色申告を届けることで、節税対策を講じています。

しかし、青色申告は記帳業務が複雑で、大半の方が年度途中で記帳を放棄するケース。

が見受けられます。くわえて従業員がいる場合、その方の源泉徴収業務なども加わり申告時にパニックに陥ることもなくなります。

こうした状況下で税務調査を受ければ最悪の結果が待っています。売上げの除外や経費の水増しなど悪質な税逃れは、通常3年間の調査期間が7年間になり、事業存続も危うい事態も招きかねません。

前日の機関紙に掲載した
事「120万円を支払え」の
当事者Aさんから連絡があり
「3月10日に10万円の入金が

10万円入金



前期技能検定のご案内

技能検定は取得した技能を一定の基準で検定し、国が証明する「技能の国家検定制度」です。技能に対する社会的な評価を背景に技能者の地位向上を図ることを目的にしています。

平成30年度の後期技能検定から、若年層の受験料が減免されます。対象となるのは2級または3級の実技試験を受験する35歳未満の方です。

前期技能検定の日程

受検申請請 受付	平成30年4月4日(水) ~ 4月17日(火)
実技試験	平成30年6月5日(火) ~ 9月9日(日)
学科試験	平成30年8月19日(日) 8月26日(日) 9月2日(日)
合格発表	平成30年9月28日(金)
実施予定 職種	左官、塗装、造園、建築板金など

実技試験の減免額は900円。実技試験の受講料は17900円で、減免対象者は8900円と半額程度になります。学科試験には減免措置はありません。

■三重県職業能力開発協会■

技能検定の詳細については左記まで連絡してください。

建設業の活力 働く者の安心 建設業退職金

建設工事の第一線で優秀な人材確保にも寄り!

建退共

建設業の退職金は日本全国どの現場でも公共工事も民間工事も

建退共

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6731-2866

つまり、10年間受給してようやく元がとれるわけですが、これを損と見るか得と見るかは皆さんの判断にお任せします。

つまり、10年間受給すると18年度は年金19万6000円の保険料を納めなければなりません。1万9500円のために、約10倍の保険料を納める計算です。

この分を取り戻そうとするところ、1年間任意加入をすると1年に当たる1万9500円ほどは減額されます。

つまり、1年間任意加入をすると18年度は年金19万6000円の保険料を納めなければなりません。1万9500円のために、約10倍の保険料を納める計算です。

配偶者特別控除

150万円~201万円

【配偶者控除】	世帯主の合計所得(年収)			
	900万円 (1,120万円以下)	950万円以下 (1,170万円以下)	1,000万円以下 (1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
控除対象者	38万円	26万円	13万円	一
老人控除対象者 (70歳以上)	48万円	32万円	16万円	一

2018年からの「配偶者特別控除」

「配偶者特別控除」の対象となる、世帯主と配偶者の年間の合計所得金額が次のように変更となり、控除額も変更されました。

年収要件、控除額以外は2017年までの要件と同じです。

【配偶者特別控除】	世帯主の合計所得(年収)		
	900万円 (1,120万円以下)	950万円以下 (1,170万円以下)	1,000万円以下 (1,220万円以下)
配偶者の合計所得(給与年収)	85万円以下 (150万円以下)	38万円	26万円
	90万円以下 (155万円以下)	36万円	24万円
	95万円以下 (160万円以下)	31万円	21万円
	100万円以下 (166万7999円以下)	26万円	18万円
	105万円以下 (175万1999円以下)	21万円	14万円
	110万円以下 (183万1999円以下)	16万円	11万円
	115万円以下 (190万3999円以下)	11万円	8万円
	120万円以下 (197万1999円以下)	6万円	4万円
	123万円以下 (201万5999円以下)	3万円	2万円

パート主婦には得て高所得者には損

配偶者控除制度の主な変更点をまとめると、次のような内容になります。

配偶者控除の世帯主の年収要件が追加されたので、高所得者は控除が受けられなくなる（又は控除額が減少）。

配偶者の年収要件の上限が引き上げられたので、適用範囲が拡大した。

日本の夫婦は一般的に、世帯主が会社員（夫）で配偶者がパート主婦（妻）というう世帯が多いかと思います。

日本の夫婦の実態と、変更点を合わせて考えると、今回の改正でより大きな影響を受けるのは「パート主婦」と「高所得者」であるということがわかります。

パートで働く主婦がいる世帯の税金を減らす配偶者特別控除について、2018年か

パートで働く主婦がいる世帯の税金を減らす配偶者特別控除が103万円から150万円に拡大されました。

時間が長くなると期待されましたが影響は限定的となつて

配偶者控除は妻の年収（給与収入）103万円以下の場合、夫の所得から一律38万円控除される仕組み。妻の年収が一定水準を超えたとたんに控除がゼロにならないよう妻の年収が段階的に減額されていく仕組みでしたが、18年からは減額が段階的に減額され、働く時間が調整され、働く時間が長くなると期待されましたが影響は限定的となつて

17年までは妻の年収が10万円になるとこの特別控除が適用範囲になります。これが特別控除です。

17年までは妻の年収が10万円になるとこの特別控除が適用範囲になります。これが特別控除です。

17年までは妻の年収が10万円になるとこの特別控除が適用範囲になります。これが特別控除です。

背景にあるのは税制以外のハードル。まず、企業の手当て。従業員むけの配偶者手当の支給基準は税制との釣り合いをとるため、多くの企業で妻の年収を103万円以下に設定しています。

厚生年金や健康保険などの社会保険を巡っても、従業員が501人以上の企業の場合、年収106万円以上になった従業員は保険料を支払うよう義務付けられています。

女性の社会進出を阻んでいた103万円の税の壁を見直し、パートの主婦層がより柔軟に就労時間を延ばしやすくなるのが特別控除引き上げの狙いです。「これまでより長い超で控除がゼロになります。

現今の国民年金はすべての人が20歳から60歳になるまで強制加入の保険制度です。60歳以後は保険料を納める義務はありませんし、この40年間はあります。老齢基礎年金を納めると65歳から満額の老齢基礎年金を受け取れますが、40年間に未納がある場合は、40年間で老齢基礎年金を満額受け取ることができない人は、65歳になるまで、60歳以後も任意で国民年金に加入し年金額を増やすことができます。これが任意加入制度です。

未加入期間のある人も同様です。老齢基礎年金の満額は2018年度、年間77万9300円です。もし未納や未加入の期間が1年あると、40分の1に当たる1万9500円ほどは減額されます。

この分を取り戻そうとするところ、1年間任意加入をすると1年に当たる1万9500円ほどは減額されます。

つまり、10年間受給してようやく元がとれるわけです。これを損と見るか得と見るかは皆さんの判断にお任せします。